

資料2

## シンボルマークについて

### 1. 概要

○代理店業務品質 SG にて、評価結果をお客様に活用いただくためには、当運営についてお客様の認知向上の必要性があるのご意見を頂戴していました（第 18 回 SG）。PR 等の 1 つとして代理店の業務品質評価運営を示すシンボルとなるマークを作成しましたのでご報告いたします。

※商標登録申請中。申請結果によってはデザインが変更となる可能性もあります。

<シンボルマークのデザイン>



### 2. シンボルマークの使用について

○シンボルマークについては、当面は、生命保険協会HPおよび運営要領に限定して掲載する予定です。

○評価付けを獲得した代理店の名刺やHP、会社案内等にシンボルマークを使用することについては、検討を継続して参ります。なお、代理店にシンボルマークを使用いただく場合は、使用範囲や使用方法等を定め（運営要領にも記載）、消費者に誤認を与えないものと考えております。

以 上